

令和8年度 海外IT交流促進事業委託業務 企画提案仕様書

1 契約名

令和8年度海外IT交流促進事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託する業務の目的

県内IT企業の海外向けビジネスの展開や、海外IT企業との連携・協業による新たなビジネスの創出を促進するため、沖縄と海外を結ぶ人的ネットワークの構築を支援する。

また、県内IT企業等の人材不足の解消やグローバル展開のため、県内IT企業等による海外IT人材の確保に向けた取組を支援する。

4 委託業務の内容

(1) 海外とのビジネス交流

ア 海外IT企業経営者・技術者等の県内招聘に関する業務（招聘人数10名以上）

県内IT企業の海外展開や海外IT企業との協業を促進するため、海外のIT企業経営者等を招聘し、本県の情報通信関連産業振興の取組の紹介や県内企業経営者との意見交換等を実施するとともに、海外のIT技術者を県内企業に招聘し、連携・協業に向けた座学研修やOJT研修等を行う。

(ア) 海外IT企業経営者等招聘

- a 招聘期間：1週間以内
- b 招聘対象企業については、県内企業との連携・協業を希望する海外IT企業とし、県内IT企業のニーズを把握した上で、ビジネスマッチングを行うこと。また、招聘する者は、当該海外IT企業の意思決定に関与し具体的なビジネス展開を進めることができる経営者等とする。
- c 県内IT企業経営者とのネットワーク構築を図るため、滞在期間中に県内IT企業との商談の機会を設けること。
- d 本県の情報通信関連産業振興施策を周知するため、県内IT関連施設の視察を盛り込んだ計画とすること。

(イ) 海外IT技術者招聘

- a 招聘期間：1ヶ月以内
- b 招聘するIT人材については、海外展開をめざす県内IT企業のニーズ及び海外IT企業との具体的なビジネス連携に向けて必要とされるスキル・技術等を考慮し選考することとし、当該海外IT企業においてブリッジSEの業務を担当する者または協業予定の業務において技術的な総合調整業務を担当する者（本事業活用後に当該業務を担当する予定の者を含む）を対象とすること。
- c 県内IT企業及び海外IT企業双方のビジネス促進に資する招聘計画とすること。

イ 県内 IT 企業経営者・技術者等の海外派遣に関する業務

県が実施する「海外 IT 交流促進事業補助金」に関する以下の業務を行う。

【補助事業の概要】

※現時点の案であり、変更となる場合がある。

・ 補助対象

県内に本店又は支店、主たる事務所若しくは従たる事務所を設置する法人又は個人事業者で、IT 関連の事業を行う者（以下、「事業者」という。）

・ 対象となる活動

海外展開を目的とした県内 IT 企業の経営者等による海外の企業訪問や投資環境の視察、海外で開催されるイベントへの参加・出展のほか、ブリッジ人材育成を目的とした海外 IT 企業への技術者の派遣など

・ 補助目標

派遣人数 10 名以上

a 事業者の募集及び審査に対する支援

- (a) 補助金の申請受付窓口を設置し、申請を希望する事業者からの相談に対応すること。
- (b) 申請書類の内容が事業の目的や要件に合致しているかを確認し、県の審査に必要な資料作成等を補助すること。

b 事業者に対するハンズオン支援

- (a) 派遣が決定した事業者に対して、商談やネットワーク構築等が効果的かつ円滑に進められるよう、必要に応じて、現地情報の提供や海外展開のノウハウに関するレクチャーを事前に行うほか、現地企業とのマッチング等に向けたアドバイスやコーディネート、事後のフォローを適宜実施すること。
- (b) 事業者が参加するイベント等については、必要に応じて、自ら渡航して現地で事業者に助言・指導等を行うとともに、来客へのヒアリング等による情報の収集・分析を行い、県への報告と事業者へのフィードバックを行うこと。

c 派遣実績の確認及び補助金交付手続に対する支援

- (a) 派遣終了後、企業から提出される実績報告書や証憑書類（航空券の半券、領収書等）に基づき、計画通りの渡航が行われたか、不正や虚偽がないかを確認すること。
- (b) 適宜提出された書類を県へ送付し、確認内容について報告すること。

ウ 海外展開を希望する県内企業の掘り起こし

前記ア及びイが広く活用されるよう、説明会や企業・団体訪問を行うなど県内活用事業者の発掘に努めるとともに、県や県内団体が締結した MOU（包括連携協定）を活用するなど海外企業・団体とのネットワーク拡充を図ること。

エ 広報媒体の作成

事業目的、事業内容が明確・簡潔に伝わるチラシを作成するほか、「IT ブリッジ沖縄」など、県の関連 Web サイト等へ掲載を行い、広く参加者を募集すること。

オ 事業終了後のフォローアップ調査

事業終了後のフォローアップや効果を測定(県内企業と海外企業との契約件数、海外へ進出した県内企業数等)し、4ヶ月に1回以上を目安に沖縄県へ報告すること。

カ 留意事項

- a 本事業のマッチング業務として、多くの企業の参画を促す仕組みを作るとともに、県内および海外 IT 企業の連携協業のニーズを把握し、双方が求める人材のスキル等をヒアリングしマッチングすること。
- b 事業実施に際しては、海外展開に関連する沖縄県の各種施策とも連携し、より効果的・効率的な取組となるよう努めること。
- c 各業務におけるオンラインの活用等、より多くの企業が参加できるような実施方法を検討すること。
- d 派遣について渡航先および滞在先の安全に最大限配慮した計画とし、招聘についても同様とする。
- e 令和8年度の本事業が終了した後も継続的な人的交流が図られる計画とすること。
- f その他
本業務の趣旨・目的に沿って、成果目標の達成に必要な取組や前記ア～オを補完する効果的・効率的な取組について予算の範囲内で提案すること。

(2) 海外 IT 人材確保に関する業務

県内 IT 企業等が持続的に海外 IT 人材を確保するためのスキーム構築やノウハウ獲得のため、以下の業務を実施する。

ア 海外の人材送り出し機関等とのネットワークの構築・形成

2以上の国・地域(以下、「国等」という。)において、現地の行政機関やその関係団体、IT 関連団体、教育機関(大学、専門学校など)、職業紹介事業者等の人材送り出し機関等との連携・協力関係を構築・形成すること。

対象とする国等については、人材確保の見込みが高いと考えられる国等をその選定理由をできる限り定量的に示した上で提案すること。

イ 県内企業(IT企業等)の募集

県内 IT 企業等が、海外 IT 人材活用に対する理解を深めるとともに、採用・受入体制構築に際して必要となる知識等を習得するための説明会を開催すること。

また、県内経済団体などの関係機関へ事業の周知の協力依頼を行うとともに、開催告知用チラシやポスター等の作成・配布、新聞等への広告掲載、Web サイトや SNS 等の活用、企業訪問などにより、参加企業の募集を行うこと。募集にあたっては、県内において国、市町村、教育機関、産業支援機関、民間事業者等が実施している取組と積極的に連携を図ること。

ウ 合同企業説明会等の開催

2以上の国等において、県内 IT 企業等と海外 IT 人材をマッチングする合同企業説明会の開催、もしくは、他民間企業等が主催する就職イベント等へ県内 IT 企業等を取りまとめるうえ出展させること。派遣する県内 IT 企業等の関係者(経営者、採用担当者等)は、合計で10名以上とすること。

合同企業説明会の開催等にあたっては、求職者のニーズや費用対効果を鑑みながら、オンラインでの開催も併用すること。また、参加企業と求職者のマッチングが向上するように企画運営方法を工夫すること。

エ 海外 IT 人材インターンシップの実施

海外 IT 人材を対象に、県内 IT 企業とのマッチングを行い、インターンシップを実施すること。インターンシップに参加する海外 IT 人材は、5 名以上とすること。

(ア) インターン生の募集・選考

事業目的・内容が明確に伝わるよう効果的な媒体による周知やイベント等への出展による事業説明を実施し、インターン生の募集・選考を行うこと。

提案にあたっては、募集及び選考について、海外現地の求職者（海外 IT 人材）の利用率が高い就活サイト等で情報発信を行うなど、効果的な方法（広報媒体、スケジュール等）を具体的に示すこと。

(イ) 受入企業の募集

インターンを受け入れる県内 IT 企業（以下「受入企業」という。）の募集・開拓を行うとともに、受入企業に対して人材育成や定着を目的とした研修を行うこと。

a 募集・開拓

受入企業の開拓にあたっては、募集説明会・事業所訪問等を行い人材確保及び人材育成に積極的に取り組む事業者の発掘を行うとともに、インターン終了後の継続雇用が見込まれる事業所を重点的に開拓するよう努めること。

募集・開拓方法（内容、活用する広報媒体、スケジュール、人員体制等）、見込まれる事業者数について、その理由とともに具体的に示すこと。

受入企業は以下、(a)～(f)の要件をすべて満たすものであること。

（受入企業の要件）

- (a) インターンの指導員として適当な従業員がいること。
- (b) 従事する業務内容がインターン生に適していること。
- (c) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- (d) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に定める接客業務受託営業でないこと、その他、適切でないと判断される営業でないこと。
- (e) インターンシップ実施に当たり、インターン生との間に短期雇用契約が締結できること。
- (f) インターン期間中、インターン生は受入企業における社会保険、雇用保険、労災保険、厚生年金、及び健康（医療）保険等に加入すること。

b 研修

受入企業向けに、人材確保・定着のノウハウ獲得に繋がる内容のセミナーもしくは説明相談を実施すること。

(ウ) インターン生と受入企業のマッチング

インターン生と受入企業とのマッチングを行うこと。マッチングに当たっては、インターン生との面談を通して、本人の希望や適性を見極めたうえで継続雇用となる可能性の高い企業とマッチングできるよう支援する

こと。

(エ) 受入企業でのインターンシップの実施

- a 受入企業に対し、事前にインターンシップの内容や指導体制、継続雇用となる要件（何をどこまでできればよいか）等について確認するなど、ミスマッチの防止やインターン生が継続雇用に向けてモチベーションを高めることができるよう工夫すること。
- b 受入期間については、受入企業とインターン生の双方で確認の上で決定すること。
- c インターンシップ開始前、インターン生または受入企業にニーズを確認しながら、適宜、座学研修を実施すること。座学研修は、講師による講義を実施するとともに、オンデマンド型での配信も行うこと。
- d インターン期間中においては、インターンシップが円滑に実施できるようインターン生、受入企業の双方へのヒアリング等により、意見・要望を確認し、必要な支援を行うこと。

(オ) インターン終了後の定着支援

終了後は、インターン修了生と受入企業を対象としたフォローアップ支援及びその他必要な支援を実施すること。正社員化や社内でのステップアップに向けた課題の整理、インターン修了生及び受入に対する職場定着に向けた助言等を想定しているが、他に離職防止や正規雇用化の促進に向け、効果的と考える取組があれば県と協議の上、実施すること。

オ アンケート調査の実施

合同企業説明会及びインターンシップ等に参加した県内 IT 企業等や海外 IT 人材にアンケートを実施し、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。効果検証にあたっては、事業成果の取りまとめのほか、課題の洗い出しをしたうえで取組の改善や新たな支援を行うこと。

カ 関係機関等との連携

本事業の実施に当たっては、事業効果を高めるとともに、本県 IT 業界の人手不足の改善に向け相乗効果が得られるよう、県が実施する他の事業や、教育機関、IT 関連団体、沖縄労働局、その他機関等と連携・協力すること。

キ インターン生の保険加入及び渡航費等支援について

(ア) インターン生の保険加入について

インターン期間中は、インターン生を対象とした傷害保険、賠償責任保険に加入すること。（保険については、インターンの実施方法を踏まえ、契約時に再度調整を行うこととする。）

(イ) 渡航費等の支援について

インターン実施に当たっては、海外からの参加者へ往復渡航費（往復交通費＋宿泊費）を支給するものとする。（本島の参加者が離島の事業所でインターンシップを実施する場合の交通費も含む。）支給要件については、別途県と協議の上定めるものとする。

ク インターン生への丁寧なサポート・定着支援等

(ア) インターンシップ終了後は、技人国等のビザ取得、または正規雇用につながるよう、必要なサポートを行うこと。

(イ) インターン期間中、インターン生からインターンシップ以外の生活面に関する相談があった場合、可能な限り相談に応じ、必要なサポートを行うこと。

(ウ) 上記のサポートについて、必要に応じて専門的な機関への再委託も検討すること。

ケ フォローアップの実施

海外 IT 人材確保に係る事業実施後は、県内 IT 企業等と海外 IT 人材のマッチング促進に向け、参加者等に対しフォローアップ支援及びその他必要な支援を実施すること。

(3) 事業の周知広報及び企業の掘り起こし

事業実施にあたり、県内経済団体等の関係機関へ事業の周知依頼を行うとともに、開催告知用チラシやポスター等の作成、配布、新聞等への広告掲載、WEB サイトや SNS 等の活用、企業訪問などにより、参加企業の募集を行いこと。募集にあたっては、県内において国、県、市町村、民間事業者等が実施する取組と積極的に連携を図ること。

(4) 実施体制

委託業務を効果的、効率的に実施できる事務局の体制を構築すること。その際、以下の内容を履行すること。

ア 委託業務全体を掌理できる者 1 名を配置すること。

イ 委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月 1 回以上、沖縄県庁またはオンラインにより取組全般に係る定例会を開催すること。また、毎月実施した相談対応やマッチングの状況等は、毎月取りまとめ、翌月 10 日までに報告すること。

5 事業報告会の開催

本委託業務の成果を周知し、県内 IT 企業等における海外展開や海外 IT 人材の確保の機運を高めるため、報告会を開催すること。その際は、県と実施内容、開催時期等を十分に調整すること。

6 委託業務の目標

- (1) 本委託業務及び本補助金の活用による県内企業と海外企業とのビジネスマッチング（成約）10 件以上を目指す。
- (2) 県内 IT 企業等への海外 IT 人材の就業者 6 名以上の確保を目指す。

7 成果物

- (1) 実施報告書の電子ファイル（PDF 形式及び Word 形式）を電子媒体で沖縄県に納品すること。
- (2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
 - イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果物に係る著作権人格権を行使しないこと。

※成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

8 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行することできると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務

9 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（商工労働部 IT イノベーション推進課）と協議すること。